

十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年9月28日

条例第288号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設に係る指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請の方法
- (3) 指定の期間
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準及び業務の範囲
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、申請書に管理の業務に関する事業計画書その他規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らしてその内容を総合的に審査し、適当と認める法人等を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができること。
- (2) 当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができること。
- (3) 当該申請に係る事業計画に沿った管理を適正かつ確実に行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が定める基準

(選定の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前3条の規定にかかわらず、市長等が定める法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。この場合において、市長等は、当該法人等とあらかじめ協議の上、第3条の申請書の提出を求め、前条各号に掲げる基準に照らしてその内容を総合的に審査するものとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請がなかったとき、又は前条の規定による審査の結果、指定管理者の候補者として適当と認める法人等がなかったとき。

- (2) 指定管理者が法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が当該公の施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。

(選定の通知)

第6条 市長等は、第4条又は前条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、第3条の規定による申請を行った法人等又は前条の規定により市長等が選定した法人等に対し、その旨を通知するものとする。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長等は、第4条又は第5条の規定により指定管理者の候補者として選定した法人等を、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者を指定したとき、又は指定できなかったときは、その旨を通知するとともに、指定に係る結果を公表するものとする。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた法人等は、市長等と当該公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理の業務に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理の業務に要する費用に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の開始の日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況及び公の施設の利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入実績
- (3) 管理の業務に要した費用の支出状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

(指定の取消し等の通知)

第10条 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、当該指定管理者に対し、その旨を通知す

るものとする。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった公の施設の施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長等の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員若しくは構成員若しくはその管理する公の施設の業務に従事している者又はこれらのものであった者は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。